重要事項説明書

(訪問看護:医療保険)

利用者: 様

独立行政法人国立病院機構 しもやぎ訪問看護ステーション

1. 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事	業所	名	独立行政法人国立病院機構 しもやぎ訪問看護ステーション
所	在	地	千葉県千葉市緑区辺田町578
連	絡	先	043-291-1221
管	理者	名	藤本文子
サ	ービス様	重類	訪問看護•介護予防訪問看護
介訂	雙保 険 指 定	番号	1260190967号
サ -	- ビス提供	地域	千葉市・市原市・茂原市・大網白里市・東金市・四街道市・八街市

※サービス提供地域について、提供地域外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平 日	午前8時30分~午後5時15分
土曜日	第3土曜日のみ 午前8時30分~午後5時15分
日曜日・祝日	_

(3) 職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管 理 者	看護師	1名		1名
看護職員	看護師、准看護師	10名	1名	11名
作業療法士		1名		1名
事務員			1名	1名

(4) ディスクロージャー

当事業所の「事業計画」および「財務内容」については、国立病院機構のホームページ上で閲覧することができます。

2. 当事業所の連絡窓口(相談・苦情・キャンセル連絡など)

電話番号: 043-291-1221

担 当 者: 藤本 文子

受付時間: 午前8時30分~午後4時30分

3. 事業の目的・運営方針

(1)目的

精神疾患による要介護状態にある要介護者(要支援者)に認定された利用者様に対し、訪問 看護のサービスを提供し、居宅において利用者様がより自立した日常生活を営むことができ るように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護の実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保険医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービスに努めます。

4. 利用料金 (10割表記)

(1) 利用料金:負担割合は利用者により異なります 詳細は厚生労働省の定める診療報酬に準じます

診療内容	算定回数等	利用料金	
訪問看護管理療養費(月の初日の訪問)	10	7,670円	
訪問看護管理療養費(2日目以降の訪問)	1日につき	3,000円	
	週3日まで30分以上	5,550円	
 精神科訪問看護基本療養費(I)	週3日まで30分未満	4,250円	
相性性的问句或坐本原良真(1)	週4日目以降30分以上	6,550円	
(保健師、看護師又は作業療法士)	週4日目以降30分未満	5,100円	
	週3日まで30分以上	5,550円	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)	週3日まで30分未満	4,250円	
(同一建物居住者で同一日に2人)	週4日目以降30分以上	6,550円	
(保健師、看護師又は作業療法士)	週4日目以降30分未満	5,100円	
	週3日まで30分以上	2,780円	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)	週3日まで30分未満	2,130円	
(同一建物居住者で同一日に3人以上)	週4日目以降30分以上	3,280円	
(保健師、看護師又は作業療法士)	週4日目以降30分未満	2,550円	
精神科訪問看護基本療養費(IV)	 入院中1回限り	8,500円	
(入院患者の外泊日の訪問看護)		0,0001	
精神科緊急訪問看護加算(※)	1日につき1回限り	2,650円	
長時間精神科訪問看護加算(※)	週1回に限り90分を超えた場合	5,200円	
	(看護師)+(看護師又は作業療法士) 同一建物内1~2人	4,500円	
複数名精神科訪問看護加算	(看護師)+(看護師又は作業療法士) 同一建物内3人以上	4,000円	
訪問看護情報提供療養費	月1回に限り	1,500円	

(※) 精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ) (Ⅲ) の加算項目

(2) キャンセル料金

利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料金をいただく場合があります。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

①利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料	
②利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	2,000円	(税込み2,200円)

(3) 交通費

通常のサービスの実費地域を越える場合は、交通費として500円 (税込み550円) が必要となります。

(4) 利用料金などのお支払方法

毎月末締めとし、翌月10日以降に当月分の料金を請求いたしますので、24日までに振込みまたは窓口にてお支払ください。

5. サービスの利用方法 *開始・終了・変更は主治医の指示が必要です

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでご相談ください。重要事項説明後に訪問看護計画を作成しサービスを開始します。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と ご相談ください。

(2) サービスの終了

- ①利用者の都合でサービスを終了する場合
- サービスの終了を希望する1週間前までに担当者にお申し出ください。
- ②当ステーションの都合でサービスを終了する場合

利用者がサービス提供地域外に転居しそれによりサービスの提供継続が困難と見込まれる場合は、終了2週間前までに口頭で通知いたします。

- ③自動終了(以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します)
- ・サービスを休止して3ヶ月以上経過した場合。
- 利用者が亡くなられた場合。

4その他

- ・入院、入所等により1ヶ月以上の利用を休止された場合、利用再開については当ステーションの状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際は、利用者に他の利用可能な時間や曜日を提示し、改めて調整させていただきます。
- ・当ステーションが正当な事由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、 利用者や家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で中止を通 知することによって即座にサービスを終了することができます。
- サービスを中止する場合
- (1) 利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払わない場合。
- (2) 利用者やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションのサービス職員に対してサービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当ステーションにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合。
- (3)他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合 (速やかに当ステーションに申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせ ていただきます)。
- (4) 雪や台風による天候不良時には、利用者の了解を得た上で、訪問時間や訪問日の変更をする場合。
- (5) 震度5強以上または、これと同等以上と考えられる災害発生時は訪問看護を中止します。利用者は地域の避難所へ避難してください。
- ・保険証等について、初回利用時、毎月1回、保険証等の変更時に確認及び複写させていただきます。
- サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意、ご了承ください。

看護師等は、年金の管理、金銭の取り扱い等はいたしません。 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

6. 事故発生時の対応

(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を 講じるとともに、利用者または利用者の家族に対して損害を請求します。ただし、当該損害 について当ステーションの責任を負えない場合はこの限りではありません。

7. 守秘義務

- (1) 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- (2) 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- (3)事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の訪問看護計画立案のためのサービス担当者会議並びに主治医等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲で使用します。
- (4) (1) にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律124号)に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任は負わないものとします。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	病院名		
	主治医氏名		
	連絡先		
ご家族	氏名	(続柄:)
	連絡先		
緊急	氏名	(続柄:)
連絡先	連絡先		
主治医への連絡基準			
連絡方法			

※※※ お願い ※※※

訪問看護には看護学生、研修医等が同行することがあります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

(ご了承いただけない場合はお申し出ください)

訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。						
独立行政法人国立病院機構 訪問看護ステーション: しもやぎ訪問看護ステーション						
	年	月	В			
【説明者】	氏名			Ер	_	
私は、本書面に基づいて需要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同 意しました。						
【利用者】	氏名			ЕР	_	
【代理人】	氏名			ЕР	(続柄 -)
	署名代行理	⊉曲:				